

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年3月30日

金 曜 日

号 外(29)

目 次

規 則

○富山県医療法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第31号

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則

富山県医療法施行規則（平成11年富山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第17号中「法第16条ただし書」を「省令第9条の15の2」に改め、「許可の」を削り、「宿直医師免除許可申請書」を「宿直医師免除申請書」に改め、同条第2項中「（同項第31号に掲げる届出書については、正本1通及び副本2通）」を削る。

様式第17号中「宿直医師免除許可申請書」を「宿直医師免除申請書」に、「について許可を受けたいので、医療法第16条ただし書」を「としたいので、医療法施行規則第9条の15の2」に、

「 診 療 科 目

を

「 病院の電話番号

診療科目						
許可病床数	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	計

に、

病院に隣接した場所に居住する医師の住所及び氏名					
上記の場所と病院の距離		上記の医師と病院との連絡方法			

を

医師が速やかに診療を行える体制の確保状況	連絡体制				
	連絡を受ける医師の場所				
	医師が適切な診療を行える状態の確保	有 ・ 無			

に改め、同様式の備考の1を次のように改める。

- 1 医師が適切な診療を行える状態の確保欄が「有」の場合は、当該事項が確認できる規程等を添付してください。

様式第30号中

開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設

を

開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院

に改める。

様式第32号の添付書類の2、様式第35号の添付書類の1の(6)及び同様式の添付書類の2の(6)並びに様式第36号の添付書類の1の(6)及び同様式の添付書類の2の(6)中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県医療法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(医 務 課)
